

# 多治見市陶磁器意匠研究所

## 修了生雇用・定住促進奨励金制度

### 1 概要

多治見市内の陶磁器関連事業所に、陶磁器意匠研究所の新規修了生が正社員として連続して12か月間雇用され、同期間市内に居住した場合、事業所及び修了生の両者に奨励金を交付するものです。

平成30年度以降の修了生（平成31年3月以降に修了する研究生）が対象です。

### 2 交付額

対象事業所：雇用した修了生1人につき **30万円**

対象修了生：**30万円**

### 3 主な条件

雇用決定の時期	修了予定者の陶磁器意匠研究所修了年度末までに雇用が決定していること
雇用条件	雇用期間の定めがないこと。賃金が日額又は時間額で定められてないこと
雇用期間	連続して12か月以上であること
市内居住期間	修了生は、雇用期間と同期間市内に居住していること ※市内居住期間とは、多治見市に住民登録されている期間とします。 ※雇用開始日から30日以内に転入手続きを終えていれば該当とみなします。
その他	本市における市税その他の諸納付金に滞納がないこと

### 4 市内陶磁器関連事業所（対象事業所）の範囲

○次に掲げる組合（順不同敬称略）及び加入している市内事業所

岐阜県顔料商工組合、滝呂陶磁器工業協同組合、市之倉陶磁器工業協同組合、高田陶磁器工業協同組合、笠原陶磁器工業協同組合、多治見美濃焼卸センター協同組合、多治見陶磁器上絵加工工業組合、多治見輸出陶磁器完成協同組合、岐阜県窯業原料協同組合、多治見陶磁器卸商業協同組合、美濃タイル商業協同組合、協同組合ケーエスジー、全国タイル工業組合岐阜県支部、協同組合陶の里いちのくら、滝呂商業協同組合

○上記組合に加入していない市内事業所で、**事前登録申請**を行い、上記事業所と同等に扱われるべきと認められた事業所

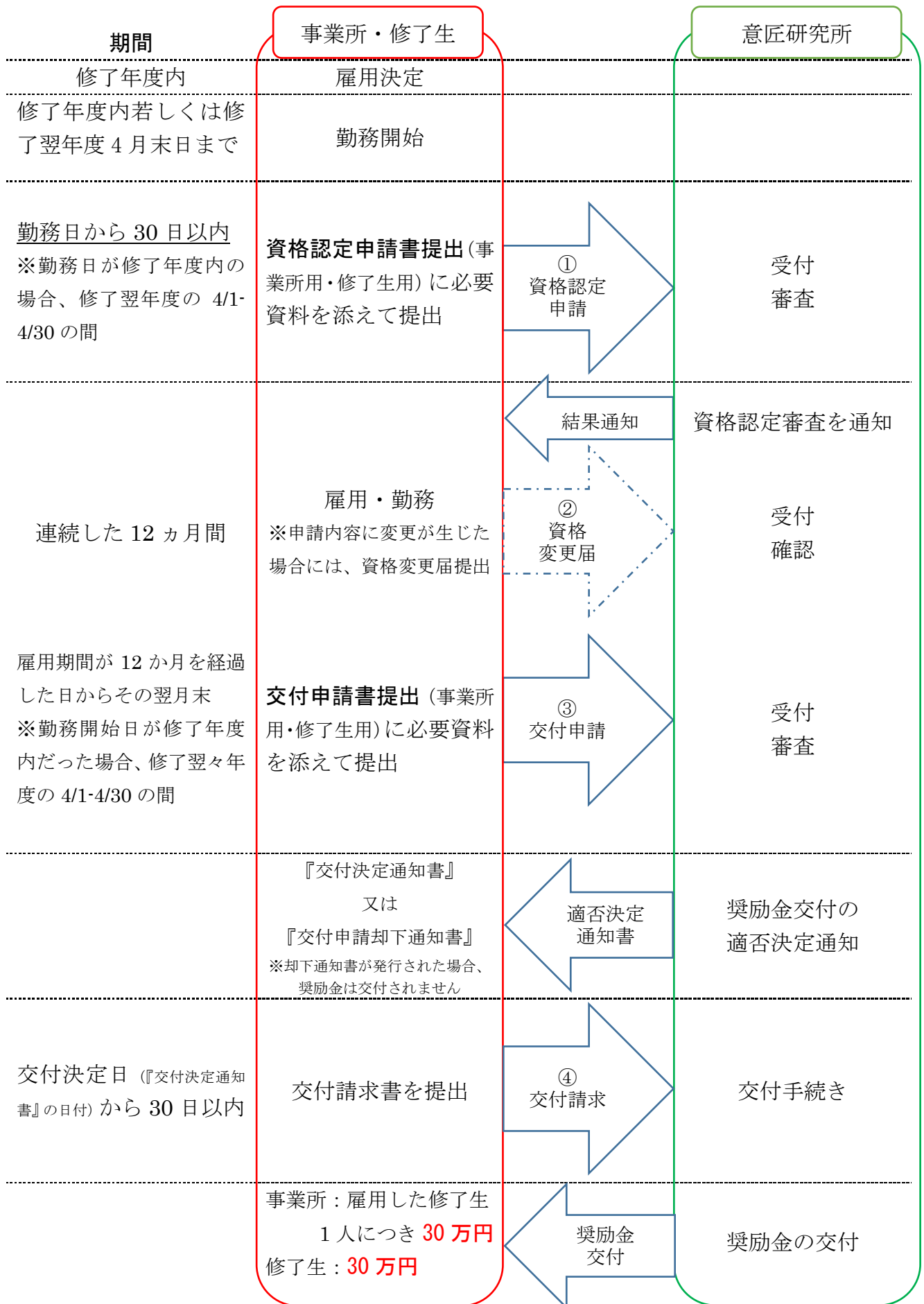
#### 【事前登録申請】

- 1) 対象となりうる修了生の雇用決定以前に、下記資料を意匠研究所に提出  
(申請者→意匠研究所)

対象事業所事前登録申請書【様式第1号】	チェック欄
陶磁器関連事業を実施していることが確認できる資料	
多治見市に事業所が設置されていることが確認できる資料	
市税等の納付状況を確認するための同意書	

- 2) 審査後、結果通知書を発行（意匠研究所→申請者）

## 5 奨励金交付までの流れ



## 6 必要資料

### ① 資格認定申請の時

(事業所)

チェック欄

奨励金資格認定申請書（事業所用）【様式第4号】	
対象組合若しくはその組合員であることが確認できる資料 または、事前登録結果通知書	
雇用決定日、雇用条件が確認できる資料	
本市に事業所が設置されていることが確認できる資料	
その他市長が必要と認める書類（同意書等）	

(修了生)

チェック欄

奨励金資格認定申請書（修了生用）【様式第5号】	
住民票の写し	
その他市長が必要と認める書類（同意書等）	

### ② 申請内容に変更が生じた時

チェック欄

奨励金資格変更届【様式第7号】	
変更した内容がわかる書類	

### ③ 交付申請する時

(事業所)

チェック欄

奨励金交付申請書（事業所用）【様式第8号】	
対象となる修了生を継続して雇用していたことを証明する資料	
その他市長が必要と認める書類（同意書等）	

(修了生)

チェック欄

奨励金交付申請書（修了生用）【様式第9号】	
住民票の写し	
その他市長が必要と認める書類（同意書等）	

### ④ 奨励金交付請求する時

チェック欄

交付申請書【様式12号】	
--------------	--

各号様式及び同意書は、HP 又は意匠研究所窓口にご用意しています。

各時、様式等にご記入の上、必要資料を添えて下記窓口までご提出ください（Fax 不可）

受付窓口（平日 9：00～17：00）

多治見市陶磁器意匠研究所 人財育成・デザイン支援グループ

〒507-0803 多治見市美坂町 2-77 電話：0572-22-4731 Fax：0572-25-0983

## 7 事業所申請チェックシート

★ 平成 30 年度以降の意匠研究所の修了生の雇用を決定したけど、奨励金の該当かな？

